

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 35 号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和 25 年岩手県規則第 86 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
<p>(提出書類の部数及び経由)</p> <p>第 2 条 法、省令及びこの規則の規定により知事若しくは広域振興局長若しくは地方振興局長（以下「局長」という。）又は国土交通大臣に提出する書類の提出部数は、<u>知事又は局長</u>に提出する書類にあつては正副 2 部、国土交通大臣に提出する書類にあつては正副 3 部とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第 1 号（第 3 条関係）</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>※審査</td><td>※<u>地方振興局長記載欄</u></td></tr><tr><td></td><td>地方振興局長 氏 名 欄</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]		※審査	※ <u>地方振興局長記載欄</u>		地方振興局長 氏 名 欄	[略]		<p>(提出書類の部数及び経由)</p> <p>第 2 条 法、省令及びこの規則の規定により知事若しくは広域振興局長若しくは地方振興局長（以下「局長」という。）又は国土交通大臣に提出する書類の提出部数は、知事に提出する書類にあつては正副 2 部、<u>局長に提出する書類にあつては 1 部</u>、国土交通大臣に提出する書類にあつては正副 3 部とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第 1 号（第 3 条関係）</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>※審査</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]		※審査		[略]	
[略]															
※審査	※ <u>地方振興局長記載欄</u>														
	地方振興局長 氏 名 欄														
[略]															
[略]															
※審査															
[略]															
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>															

附 則

- この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則による改正後の建築士法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。